

奈良県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十二号

奈良県契約規則の一部を改正する規則

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「入札期日」の下に「（電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）にあつては、入札期間の初日をいう。第二十八条第一項において同じ。）を加える。

第四条第一項中「百分の五」の下に「（電子入札により県の公有財産及び物品の売払を行うシステム（以下「県有財産売却システム」という。）による入札にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十）」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

八 県有財産売却システムを管理する事業者の保証

第四条第三項中「銀行又は知事が確実と認める金融機関」を「前項第七号又は第八号」に改め、同条第四項中「前二項」を「第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 県有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 電子入札に参加しようとする者は、前条の規定にかかわらず、当該電子入

札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から当該入札書に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。以下同じ。）により作成し、指定の日時までに、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

第六条中「入札書」の下に「（電子入札にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録。以下同じ。）」を、「記載」の下に「（電子入札にあつては、記録）」を加える。

第七条第二号中「記名押印」の下に「（電子入札にあつては、知事が別に定める記名

押印に代わる措置)」を加える。

第十一条第二項中「百分の五」の下に「(県有財産売却システムによる入札にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十)」を加える。

第十九条第一項中「百分の十」の下に「(県有財産売却システムによる入札に係る契約にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十)」を加え、同条第二項第一号中「第四条第二項各号」を「第四条第二項第一号から第七号まで」に改める。

第二十四条第二項中「百分の十」の下に「(県有財産売却システムによる入札に係る契約にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十)」を加える。

第二十八条第二項第二号中「入札期日」の下に「(電子入札にあつては、入札期間)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。